

第3部 環境にやさしい快適・安全なまちづくり

第1章 生活環境の向上

第1節 公園・緑地の整備

1. 都市公園の整備

都市における公園・緑地は、レクリエーションの場として、また、災害時の避難場所、環境の改善、都市美観の向上等市民の日常生活に欠かすことのできない施設であり、平成20年度は伊万里ファミリーパークの園路整備等を行い、35,000千円を支出しました。

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
伊万里ファミリーパーク	補助 30,000	本工事 園路整備工 L=420m 〔 遊歩道設置工(W=1.2m) L=140m 主園路舗装工(W=5.0m) L=160m サブ園路舗装工(W=3.0m) L=120m 〕
	単独 5,000	本工事 園路整備工 主園路築造工 L=160m
計	35,000	

第2節 住宅の整備

市営住宅は、立花市営住宅ほか8団地713戸を設置し、低廉な家賃で提供しています。建設年度の早い住宅においては、老朽化が進んでいるため、適正な維持管理が必要であり、良好な居住環境の向上を図るため、補修工事、維持管理費として23,082千円を支出しました。

平成17年度から創設された地域住宅交付金事業により、大久保市営住宅の外壁改修、給水管改修及び火災報知器設置、また、立花市営住宅の駐車場整備、さらに少子高齢化、生活様式の多様化、生活水準の向上など社会環境の急激な変化に対応するため、大久保市営住宅の集会所のバリアフリー化を行い、整備費として173,325千円を支出しました。

第3節 上水道の整備

平成20年度の水道事業経営は、水道水の安全性と安定供給を念頭に、効率的かつ効果的な経営に努めました。

上水道においては、第9次拡張事業における簡易水道統合整備事業として統合接続幹線の配水管、導水管並びに送水管を布設するとともに、新しい浄水場を建設するため、用地の購入及び浄水場の設計業務並びに造成工事等を行いました。また、鉛製給水管の布設替、老朽管の更新及び配水管の新設改良工事等を実施しました。簡易水道では、引き続き波多津簡易水道再編推進事業を実施し、浄水施設及び配水施設等の整備を行い、拡張事業が完了しました。

また、第9次拡張事業の水源確保のため、県営多目的ダムである井手口川ダム建設の推進にも努めました。

主な事業としては、上水道では、浄水設備改良費で有田川浄水場の遠隔監視装置通信機器の更新並びに浄水施設及び送水施設の改修を行い、浄水能力の向上並びに送・配水施設等の監視体制の強化に努めました。

配水設備改良費では、配水管の新設及び改良（西部線外7路線 延長1,377.3m）を行う

とともに、配水管の老朽化による布設替（井手野・古川線外10路線 延長3,353.4m）並びに鉛製給水管の布設替（黒川町、二里町及び立花町 合計33件 延長83.1m）等を行いました。

拡張事業費では、第9次拡張事業における簡易水道統合整備事業として、大川町、松浦町及び大坪町をつなぐ統合接続幹線の配水管（大坪・桃川線外1路線 延長834.1m）、大川地区の導水管（延長1,184.5m）及び筒江地区の送水管（延長1,285.4m）を布設するとともに、岳坂・梅岩地区については、送・配水管（延長3,310.6m）を布設しました。浄水・配水施設の整備については、浄水場及び送・配水施設の建設用地（面積9,894㎡）を購入し、浄水場の設計業務及び造成工事を行うとともに、配水池への送・配水管（延長1,190.9m）等の整備を行いました。また、河川総合開発事業に伴う利水負担（井手口川ダム建設費負担金）を行いました。

簡易水道では、簡易水道拡張事業費で、波多津地区の簡易水道再編推進事業を実施し、導水管（延長904.9m）、配水管（延長5,259.6m）及び送水管（延長127.6m）を布設するとともに、浄水施設及び配水施設の整備を行い、平成18年度から実施してきました拡張事業が完了しました。

第4節 下水道等の整備

1. 公共下水道の整備

平成20年度の管渠等工事は、総事業費286,001千円であり、これにより白幡、内の馬場、川東、古賀、栄町、木須東、平尾、渚地区等の一部2haについて供用開始し、平成20年度末での整備状況は、処理面積1,019ha、処理人口28,839人及び普及率49.45%となりました。

処理場については、平成19年度から耐用年数が過ぎ老朽化した施設の改築更新を実施しております。平成20年度は水処理施設の反応タンクに係る機械及び電気設備の更新工事を実施しました。

普及促進については、供用開始予定地区の説明会や未水洗化家庭に対する戸別訪問等に取り組み、平成20年度末での水洗化人口は25,920人、水洗化率89.88%となりました。

また、市街地の下水道管渠、雨水渠、排水路等の機能維持を図るため、雨水渠清掃業務委託、下水道伏越管及び管渠清掃委託、公共汚水桝設置工事、汚水管補修工事等を実施し、これらに要する経費として45,084千円を支出しました。

浄化センターの運転管理業務については、年間3,022,094㎥（1日平均8,280㎥）の汚水処理を行いました。

また、年間1,380tの汚泥が発生しましたが、産業廃棄物として専門業者に委託処分しました。

事業の主な内容は次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	事 業 費	事 業 内 容
管 渠 (補助)	20,000	・大坪汚水幹線築造 (その1) 工事外 3件 L=189.7m
処理場 (補助)	131,000	・浄化センター水処理施設機械設備更新工事外 3件 反応タンク (散気設備、攪拌機、電気設備) 1式
管 渠 (単独)	135,001	・木須東地内汚水管理設工事外 18件 L=1,510.0m

2. 農業集落排水事業

農業集落排水施設の機能維持と農村生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、平成20年度は井手野地区と宿地区の汚水処理場等運営費に要する経費として23,398千円を支出しました。

3. 浄化槽設置整備事業

公共下水道等の整備が当分の間見込まれない地域について、その生活排水に起因する環境の悪化及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道と同等の浄化能力を有する合併処理浄化槽の普及促進を図り、快適な生活環境の推進に努めました。

事業の主な内容は次のとおりです。

(単位：千円)

事業名	事業費	事業量	摘要
浄化槽設置整備事業	27,276	5人槽 19基	332×19基= 6,308
		7人槽 48基	414×48基= 19,872
		10人槽 2基	548×2基= 1,096

第5節 資源リサイクルの向上

「リサイクル都市伊万里」の実現に向け、市民、事業者及び行政が一丸となって取り組むため、「ごみ対策協議会」を機軸に、ごみ対策のあり方等を検討し、ごみの減量化、リサイクル化、さらには適正処理のために次の事業に取り組みました。

まず、全市的なごみ減量化、リサイクル化の柱として、市民と連携し積極的に取り組んでいる資源ごみの集団拠点回収であるリサイクルサンデーは、182の行政区、団体に取り組んでいただきました。資源ごみの回収量は、昨年度より8t減少し、20年度は1,451tとなりました。また、団体等への補助金2,630千円を支出しました。

さらに、資源循環型社会の実現を目指した市民団体の自主的活動である「クリーン伊万里市民協議会」を活動母体とした伊万里「環の里計画」の活動に対する補助金として1,200千円を支出しました。

また、家庭等で使わなくなったがまだ十分に使える品物を「譲りたい人」と「譲って欲しい人」がお互いに情報をやりとりする「不用品交換情報登録制度」には、44件の登録があり、15件の交換が成立しました。

次に、「リサイクルセンター」におけるガラスびん類（無色、茶色、その他）及び発泡スチロールトレイの回収量は、昨年度より14t増加し、平成20年度は396tの回収量となり、これを再商品化するための委託料415千円を支出しました。また、使用済み乾電池の回収量は、昨年度より3.8t増加し、平成20年度は7.8tの回収量となり、これを資源化するための委託料999千円を支出しました。

市役所内においては、日常発生する不要となった個人情報文書、機密文書及び保存年限が経過した保存文書を出張裁断業者に委託し資源リサイクルを実施しました。平成20年度は全体で約17.8tを処理し、その経費として891千円を支出しました。

第6節 廃棄物処理への対応

ごみを適正に処理するため、市民のごみ出しマナーの向上とリサイクル意識の高揚を図ることを目的に、早朝ごみ集積所パトロールを行うとともに、広報・出前講座等を利用して、ごみの適正分別と出し方の啓発と推進に努めました。

また、今後10年間の伊万里市におけるごみ・し尿等を適正に処理するための方針となる「伊万里市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

環境センターについては、ごみ処理の重要な施設であり、施設の点検や修理など、維持管理に努めるとともに、周辺地域の水質や土壌などの各種環境測定を実施することにより、環境保全に努めました。

一方、し尿処理については、公共下水道、浄化槽の普及によりし尿の汲み取り量は減少し、平成20年度は33,094kℓとなりました。

処理施設である衛生センターは、平成5年4月1日の稼動以来、順調に運転を続けており、施設の運営管理を行っている伊万里・有田地区衛生組合に対し、管理運営費として143,237千円の負担金を支出しました。また、同組合に対して、総務費、議会費などの運営事務費として13,153千円の負担金を支出しました。

なお、環境センターにおけるごみの処理状況は、次のとおりです。

区 分		処理量/年	処理量/日	1人1日当たり 排出量	ごみ袋等価格	摘 要
可燃 ごみ	収集分	9,614 t	43.8 t 稼働日数	636 g	大 40円/袋 中 30円/袋 小 20円/袋	①年間ごみ処理量 15,377 t ②年間ごみ処理経費 438,814千円 (但し、収集経費を 含む) ③t当たり処理経費 28,537円 ④1人当り処理経費 7,473円
	持込分	4,022 t	311日			
不燃 ごみ	収集分	923 t	9.1 t 稼働日数	44 g	中 33円/袋 小 22円/袋	*収集人口 58,717人 ※平成20年9月30日現在
	持込分	24 t	104日			
粗大 ごみ	収集分	8 t	3.2 t 稼働日数	33 g	ステッカー 300円/枚	
	持込分	699 t	217日			
発 砲 ス チ ロ ール ・ ペ ット ボ トル	収集分	85 t	0.5 t 稼働日数	4 g	ペットボトル用 大 40円/袋 発泡スチロール トレイ用 中 30円/袋	
	持込分	2 t	163日			
合 計		15,377 t		717 g		

佐賀県ごみ処理広域化計画に基づき、一般廃棄物の効率的かつ適正な処理を目的に、平成19年7月に佐賀県西部広域環境組合（伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、江北町、大町町、白石町、太良町）が発足しました。平成20年5月には、伊万里市松浦町内の50haが広域ごみ処理施設の建設候補地として選定されました。平成27年度の新しいごみ処理施設の稼動を目標に事業が進められており、組合負担金15,525千円を支出しました。

第7節 環境美化・衛生の向上

1. 環境美化意識の向上と活動の促進

(1) 美化意識の向上

快適な生活環境は自分たちで守るという地域住民の協働意識のもとに、伊万里を美しくする市民運動として、春と秋の市民大清掃や伊万里湾岸清掃（12団体、371人の参加）、県下一斉ふるさと美化活動（23団体、602人の参加）などに積極的に取り組むとともに、市民等による清掃活動を育むため、地域の環境美化等に長年貢献された市民3人並びに市民団体4団体に感謝状を贈り顕彰しました。

また、快適な生活環境を保持していくため、市内の主要な道路や排水路をパトロールし、不法投棄の監視や廃棄物の除去、動物の死骸回収等を実施しました。

さらに、不法投棄については、県の廃棄物監視員や本市の環境保全推進員によりその対策と強化に努めるとともに、シルバー人材センターへの委託による不法投棄の監視パトロールや投棄物の回収を実施し、市内約50箇所から投棄物7.9tを回収したところであり、その委託料660千円を支出しました。

(2) 公衆衛生の向上

①清掃及び衛生害虫の駆除

市街地の幹線道路や公共下排水路の清掃作業をシルバー人材センターに委託し、道路及び水路の定期清掃のほか、環境センターへのごみの搬入路となっている県道等の洗浄作業や新田川コスモス植栽管理等に対して、委託料3,894千円を支出しました。また、市街地の公共下排水路の生活雑排水等による環境の悪化を解消するため、年2回の下排水路等の清掃委託料として684千円を支出しました。

一方、衛生害虫の駆除については、春秋の市民大清掃の際に薬剤の提供や機材の貸し出しを行うほか、希望される地区・団体には随時薬剤提供・機材貸し出しを行って予防駆除に努め、その経費として262千円を支出しました。

・シルバー人材センター委託による清掃作業 (単位：人)

種別	道路清掃	下排水路	道路洗浄	コスモス植栽管理	計
人員	803	539	8	32	1,382

・衛生害虫等駆除機材使用実績

品名	使用量	機材貸し出し件数	
油剤（ネオミサイル）	27缶／180	三兼機	29台
		四兼機	31台
		計	60台

2. 清潔な生活環境の維持

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射

犬の登録及び狂犬病予防注射を積極的に推進するとともに、保健福祉事務所と協力して、野犬の苦情に対処するため、地元区長をはじめ地域住民の協力を得ながら捕獲を行い、これらに要した経費として1,075千円を支出しました。

区 分	実 績
・登録及び予防注射	登録 3,306 頭 (前年比 150 頭減) 予防注射 3,081 頭 (前年比 128 頭減)
・野犬の捕獲	16 頭 (前年比 2 頭増)
・不要犬の引き取り	44 頭

3. 火葬、埋葬の適正な管理

火葬場については、施設の運営管理をしている伊万里・有田地区衛生組合に対し、火葬場の運営及び清掃委託料等の維持管理費負担金として19,719千円と建設費償還金の建設負担金として70,267千円を支出しました。

なお、火葬場の利用状況は次のとおりです。

区 分	市 内	有田町	地区外	計
大人(12才以上)	581 件	257 件	36 件	874 件
12才未満	1 件	0 件	0 件	1 件
死 胎	13 件	3 件	6 件	22 件
遺骸ほか	6 件	1 件	3 件	10 件

第8節 環境対策の推進

今日の環境問題は、海や川の水質などの地域の問題から、温暖化などの地球規模の問題まで多岐にわたっており、原因とされる現在の生活の改善の啓発などを行いました。

地球温暖化については、伊万里市地域省エネルギービジョンの推進策として、家庭での省エネ活動を市の広報誌に毎月掲載しました。2月には市主催でエコクッキング教室を開催し26名の参加者がありました。また、市の事務事業についても、職員が率先して、省エネ・省資源に取り組み、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に努めました。

子どもへの環境教育としては、ごみの分別とリサイクルについての講座の開催や環境センターでの職場体験学習、また夏季に黒川町でスターウォッチングを実施し、環境意識の醸成に努めました。

また、市民が将来にわたり豊かな自然環境とともに暮らしていけるよう、公害の未然防止と環境保全を目指し、以下の事業に取り組みました。

1. 自然環境保全意識の向上

(1) 広報いまりでの環境特集

平成19年度に実施した大気測定や水質測定（海・川）の結果を掲載し、自然環境の保全に対する意識啓発を行いました。

2. 環境保全による資源確保

(1) ツル越冬事業

本市はツルが出水市へ渡るルートの下に位置しており、国の分散化計画に本市も指定を受け、平成15年度からツル越冬のための環境整備を行っています。本年度のマナヅル、ナベヅルの飛来数は219羽あり、そのうちマナヅル2羽が長浜干拓で越冬し、最長期間は94日でした。

ツルが飛来するために必要な環境整備として餌の購入費や農地の借上料、寝床の整備、監視小屋 設置、電気設備工事などに2, 479千円を支出しました。

3. 環境保全活動の促進

(1) 大気汚染防止対策

工場、事業所等の事業活動に伴い発生する大気汚染物質の大気中の濃度を把握するため、県等が自動測定機を設置している大坪測定局ほか5地点の二酸化硫黄、二酸化窒素等の測定値を常時監視するとともに、二酸化窒素による大気環境の汚染状況を監視するため、ガスバック法による測定を実施しました。これらの経費として224千円を支出しました。

事業の主な内容は次のとおりです。

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内容	備考
大気環境常時監視事業	88	6地点SO ₂ 、NO _x など (大坪、黒川、南波多、大川、東山代、山代)	自動測定機
二酸化窒素調査	136	6地点 (立花、牧島、二里2地点、東山代、山代)	ガスバック法
計	224		

(2) 水質汚濁防止対策

市内公共用水域の河川、海域の水質汚濁状況を監視するため河川（有田川他7地点）、海域（黒川湾他3地点）の水質調査を実施したほか、伊万里湾内の底質土と魚類の有害重金属についても、汚染状況を調査しました。

一方、工場等からの排水については事業所ごとに立入調査を実施するとともに、水質基準等の遵守を指導し、公共用水域の水質保全に努めました。

これらの経費として982千円を支出しました。

事業の主な内容は次のとおりです。

(単位：千円)

事業名	事業費	測定地点	備考
河川水調査	307	8地点35調査項目 有田川、松浦川2地点、 新田川、脇田川、白野川、徳須恵川、伊万里川	
海水調査	117	4地点16調査項目 黒川湾、スミセ北、名村西、福田地先	
底質土調査	54	3地点3調査項目 漁港入口、名村北、伊万里有田川合流点	
生物調査	39	タイ、タコ、キス、シャコ	
事業所調査	465	13事業所57調査項目	
合計	982		

(3) 騒音振動防止対策

騒音、振動公害の要因は、工場、事業所、道路交通、建設工事によるものが主ですが、近年では自動車の騒音やボイラー、クーラー等の生活の中での機器等も発生源となっています。

工場や建設作業など、事業活動に伴い発生するものについては、届出段階での事前指導や現地調査を行い未然防止に努めました。

また、定期的な自動車騒音、道路交通振動測定を国道204号線の1地点で、一般環境騒音測定を栄町他2地点で実施しました。

(4) 悪臭防止対策

悪臭は、人の感覚に訴える公害だけに市民から衛生的で快適な生活環境を損なうものとして苦情も多く、特に農業や製造業に起因する悪臭の発生が多く、苦情の大半を占めています。

この対策として、県、その他の関係団体と連携を図りながら、原因者に対して、発生源及び脱臭装置の改善対策を講じるように指導し、悪臭防止に努めました。

(5) その他苦情対策等

市民からの生活環境に関する苦情については、現状を把握し、必要に応じて関係機関、団体との連絡を図りながら、原因者に対し改善指導を行い問題処理に努めました。

第2章 暮らしの安全の確保

第1節 消防・救急の充実

近年は、地震や風水害などの自然災害に加え、企業災害や列車事故など予期しない事故が多発する中で、安心、安全の確保に対する市民の関心は特に強くなってきています。このような中で、本市では安心して暮らせる地域づくりを推進するために、関係各機関や団体との連携を深めるとともに、地域や職場における火災予防の普及啓発をはじめとした、市民の安全の確保に取り組みました。

消防装備については、消火活動や消防戦術に要する防火衣等の整備を図るとともに、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう、職員の教育研修や署内訓練等をさらに充実させながら消防技術の向上に努めました。

消防団においては、車両の更新や装備の充実に努める一方、消防団特有の地域性を活かした想定訓練に取り組むなど各種訓練を実施しました。また、女性消防団員による一人暮らし高齢者宅の防火訪問を実施し、高齢者自身の火災予防に対する意識を深めるとともに、地域ぐるみの安全対策に努めました。

1. 火災予防の促進

平成20年中における火災発生は40件で、前年より14件増加しています。

火災種別をみますと、建物火災、林野火災、車両火災、その他の火災が発生しています。なかでも建物火災が22件で前年より10件増加し、全体の55%を占めています。火災による死傷者は建物火災によって、1人の尊い命が奪われ負傷者も4人でています。このようなあらゆる火災を防ぐため、家庭や地域における適切な火気の取扱いが徹底できるよう指導に努めるとともに、住宅火災における被害の減少や逃げ遅れによる悲劇をなくすために、住宅用火災警報器の設置推進に努めました。

また、婦人防火クラブをはじめ高齢者防火クラブなどを中心に、地域の防火意識の高揚を図るため研修会などの機会をとらえ、地域ぐるみの安全対策に取り組みました。

さらに、学校や事業所においては、適切な防火管理体制を遵守させるために、査察の強化や事業主に対する指導の徹底など、効果的な保守管理の推進と危機管理意識の高揚に努めました。

恒例の春と秋に実施する火災予防運動期間には、婦人・幼少年消防クラブ等と連携した運動を展開しながら、火災予防思想の普及に努めました。

2. 消防体制の整備

火災現場における消火活動に要する消防用ホースや消防隊員が現場活動で装着する防火衣等を購入し、隊員の安全確保のため装備の充実に努めました。

消防団においては、20年以上経過していた大川内分団第2部（市村・市山区）、大川分団第5部（井手口区）の小型動力ポンプ付積載車2台の更新を図り、安全性と機動力の向上に努めました。

消防団の施設では、波多津分団第2部（煤屋・馬蛤潟区）の積載車格納庫の新設、山代分団第5部（西分・西大久保区）のホース乾燥施設の新設に要した経費に助成を行ない、地域における消防施設の充実に努めました。

このほか、消防水利については、消火栓の新設6基、移設8基をそれぞれ整備し、消防水利の充実に努めたほか、行政区が行った防火水槽の補修（3箇所）に要した経費に助成を行いました。

3. 救急体制の整備

平成20年中における救急出場件数は2,037件、搬送人員は1,964人となり、ともに前年より減少しました。なお、1日あたりの平均出場件数は5.6回を数え、市民の約30人に1人が搬送されたこととなります。

また、救急救命士が行なうことができる応急処置の範囲拡大に伴い、市民の救急業務の高度化に対する要望もますます強くなってきています。このようなことから、救急救命士3人に対する気管挿管や薬剤投与の資格者を養成し、救急体制の充実強化を図りました。

さらに、特に重篤な傷病者に対しては、救急隊が到着するまでの間に適切な応急手当が重要であることから、市民を対象にした救命講習会や応急手当講習会などを開催し、救急隊と市民が連携した救命率の向上を目指すとともに救急に関する知識の普及に努めました。

このほか、平成20年中に救助事案に出動した件数は27件で、交通事故や水難事故による被救助者12人を救助しました。

・消防施設等の整備に関する事業

(単位：千円)

事業名		事業費	主な事業内容
常備消防費	消防資器材整備事業 (石油貯蔵施設立地対策等交付金分)	3,878	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用ホース 65[㍉]、14本、50[㍉]、14本、40[㍉]、8本 ・異径媒介金具 40[㍉]×50[㍉]、3式 ・防火衣 18着 ・消防用無線機 3式 ・消防用空気呼吸器 2式
	消防水利施設整備事業	5,280	<ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽補修費補助金 (3基) ・消火栓工事負担金 (新6基、移8基)

事業名		事業費	主な事業内容
非常備消防費	消防団管理運営事業 (石油貯蔵施設立地対策等交付金分)	1,021	・消防用ホース65 ^ミ , 36本
	非常備消防車両等整備事業	7,852	・小型動力ポンプ付積載車(更新)2台
	非常備消防施設整備事業	1,000	・積載車格納庫新設費補助金(1棟) ・ホース乾燥施設新設費補助金(1棟)

・その他の事業 (単位:千円)

事業名		人数	事業費	備考
常備消防費	消防職員研修事業	5名	1,382	・消防大学校予防科 ・消防学校初任科等
	救急救命士養成事業	3名	931	・薬剤投与追加講習 ・気管挿管病院実習
	庁舎補修等		5,396	・消防本部漏水補修工事 ・庁舎修繕等
非常備消防費	消防団員報酬		13,416	前期1,015人分・後期1,014人分
	消防団員出動報償金		5,281	延べ5,281人
	消防団員退職報償金		19,235	支給対象者 75人
	消防団員福祉共済制度加入補助金		1,015	1,015人分
	消防団運営費交付金		4,141	
	消防団車両等管理交付金		357	

第2節 防災対策の充実

1. 災害危険箇所の整備・保全

市民の生命と財産を保護し安全の確保を図るためには、河川改修等災害の未然防止と発生後の早期復旧が必要です。

このため国・県の制度事業の活用と国・県事業の早期採択を働きかけ、事業の推進に努めました。

地域住民の生活河川である準用河川の洪水を防御する治水事業として、総合流域防災事業で煤屋川の整備(煤屋橋上部工外)を実施し、周辺まちづくりと一体化した河川改修事業として、永山川の整備ではまちづくり交付金制度を活用し、併せて62,084千円を支出しました。

市単独の局部改修事業では西新田川を整備し、金武川外5河川の浚渫等工事を実施しました。

また、急傾斜地の崩壊による災害から生命と財産を保護するため、急傾斜地崩壊防止事業により2地区7,200千円を支出しました。

さらに、ため池災害防止事業については、早期改修により災害を未然に防止し、農地等の保全、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、1地区2,601千円を支出しました。

また、東山代町大久保地区において、1戸の宅地に浅所陥没が発生して、経済産業局より特定鉱害に認められたため、344千円で復旧事業を行いました。

一方、急傾斜地崩壊対策事業等の県営事業負担金として、3地区5,805千円を支出しました。

(1) 治水事業

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
総合流域防災事業 (煤屋川)	46,004	・煤屋橋上部工1式、護岸工L=19m(両岸) 用地取得6件、物件移転補償1件
まちづくり交付金 (永山川)	16,080	・護岸工(右岸) L=33.4m、(左岸) L=22.9m
市単独河川局部改修事業	7,135	・西新田川 護岸工L=16m(両岸) ・煤屋川改修関連 路体盛土31m ³ 、用地取得6件 ・浚渫等工事(2,069千円) 金武川外5河川
ため池災害防止事業	2,601	・岩峰第3ため池地区
合計	119,748	

(2) 県営事業に対する負担金

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	負担率	負担金	備考
急傾斜地崩壊対策事業	大川内山	32,000	5%	1,600	
	清水浦第2	17,650	10%	1,765	
	上ノ山	24,400	10%	2,440	
	小計	74,050		5,805	
ため池等整備事業	三本木	4,200	20%	840	
	瓶屋上	25,200	20%	5,040	
	大平	9,450	20%	1,890	
	高舟	5,250	20%	1,050	
	小計	44,100		8,820	
海岸保全整備(高潮・津波対策)事業	東山代	30,000	5%	1,500	
	小計	30,000		1,500	
合計	9地区	148,150		16,170	

2. 防災体制の充実

災害のない安全・安心のまちづくりを推進するため、防災パトロール等を実施するとともに、大雨や台風などの災害に備えた情報収集等の配置体制を整え、警戒に当たりました。

また、昭和42年の大水害から40年余経過していますが、この大水害を教訓として末永く心に留め、公共土木施設災害復旧の補助事業では、現年災(20災)5箇所の復旧工事を実施しました。

また、単独の災害事業では、現年災(20災)9箇所の復旧工事を実施しました。

また、農林水産施設災害復旧事業では、補助事業により20年災7箇所の工事と単独の災害事業で4箇所の工事を行い、農家の生産活動の維持と経営の安定を図るため、農地・農業用施設の早期復旧に努めるとともに、林道の災害復旧工事4箇所を完了し早期復旧に努めました。

(1) 災害復旧事業

(単位：千円)

区 分			20年度実施額		備 考
			件 数	金 額	
公 共 土 木 施 設	補 助	道 路	3	4,550	20災
		河 川	2	3,597	20災
	単 独	道 路	5	1,775	20災
		河 川	4	1,995	20災
	小 計		14	11,917	
農 林 水 産 施 設	補 助	農 業 用 施 設	7	17,949	20災
	単 独	農 業 用 施 設	4	1,050	20災
		林 道	4	1,005	20災
	小 計		491	670,696	
合 計			834	2,103,785	

第3節 交通安全の確保

1. 交通安全意識の高揚

平成20年度は、『守ろう交通ルール 高めよう交通マナー』をスローガンとし、「高齢歩行者対策と高齢運転者対策」を最重点項目に掲げ、老人クラブの交通安全リーダーである高齢者交通安全指導員の研修会の充実を図り、交通教室等を通じて高齢者への交通安全意識の浸透を図るとともに、関係機関・団体の協力を得て、交通安全運動期間及び毎月1日、20日の交通安全の日を中心に市民への啓発活動に努めました。

特に、年4回の交通安全運動期間中においては、市独自のテーマを掲げ、集中的にキャンペーン活動を展開するとともに、年間を通じて、特に高齢者交通安全対策と飲酒運転根絶対策に重点を置き、取り組みました。

このほか、安全・快適な交通環境の整備促進を図るため、各地区（町）からの交通安全施設整備要望を取りまとめ、道路管理者や佐賀県公安委員会へ整備促進を働きかけました。

事業の主な内容は次のとおりです。

(単位：千円)

事 業 名	事業費	事 業 内 容
参加・体験・実践型交通安全教室	524	高齢者交通安全教室35回、幼児交通安全教室14回（参加者2,762人）
チャイルドシート着用促進対策		チャイルドシートの貸出（54台）
子供の交通安全対策		新入学児童への黄色いランドセルカバーの贈呈（587人）
広報等による啓発活動		広報誌・広報車・のぼり旗による広報、交通安全コンクール等
交通対策協議会補助金	750	新入生対策、高齢者対策、自転車対策、飲酒運転対策
交通安全指導員に要する経費	5,577	
合 計	6,851	

また、市民の交通安全を推進するとともに、不慮の交通事故による被災者に対する救済事業の一環として伊万里市民交通傷害保険制度を設けていますが、平成20年度は、5,439人(6,572口、4,609,080円)の加入がありました。

また、障害等をお持ちの方には保険料を1/2減免し、その額は103,920円(193人、289口)で、傷害の発生により行った保険給付は2,690千円(21人、29口)でした。

2. 交通事故危険箇所の改善

交通安全施設整備事業については、事故防止及び交通の円滑化を図るため、交通事故が多発している道路や、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路を重点的に、歩道段差解消工事や防護柵及び区画線設置工事等を、まちづくり交付金事業および単独事業により次のとおり実施しました。

事業の主な内容は次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	路線名、事業名	事 業 費	事 業 内 容
一種事業 (交付金)	延 命 橋 線	3,740	歩道段差解消工事 L=76m
	小 計	3,740	
二種事業 (市単)	防 護 柵 設 置	4,668	22路線 L = 472m
	区 画 線 設 置	1,587	17路線 L = 3,962m
	照 明 灯 改 修	1,044	照明灯設置1基、取替1基
	反 射 鏡 設 置 等	1,021	26路線：直営30基(原材料)
	小 計	8,320	
合 計		12,096	

第4節 防犯活動の推進

1. 防犯意識の高揚

「暴力と犯罪のない明るく住みよいまちづくり」を実現するため、伊万里市防犯協会及び暴力追放推進市民会議の防犯活動を支援し、市民への防犯思想の普及、啓発を図るための活動補助金として1,230千円を交付しました。

2. 犯罪危険箇所の改善

夜間における犯罪を防止するため、各行政区で取り組まれる防犯灯設置に対し補助金を交付し、平成20年度は42行政区で68基の防犯灯設置に対し、796千円を交付しました。

第5節 消費者の保護

「消費者基本法」に基づき、消費者の利益の擁護、増進を図るため、消費者相談事業、消費者啓発事業、消費者団体の育成強化による消費者トラブルの解決及び未然防止に努めてきました。

1. 消費生活相談業務の充実

近年の消費者トラブルは、1件当たりの契約金額が高額化し、内容も複雑化してきているため、

解決までに長期間を要する事件が増える傾向にあります。特に社会的弱者である高齢者や消費者意識の未熟な若年層が狙われやすくなっています。

消費生活相談の主なものは、訪問販売に関するものをはじめ、催眠商法、点検商法、資格商法、インターネットや電話での架空請求など様々であり、また、消費者金融やクレジット等の過剰利用による多重債務の相談も一向に減る傾向にありません。

これら巧妙複雑多岐にわたる相談を迅速かつ適切に処理し、被害を未然に防ぐため、昨年度から「NPO法人消費生活相談員の会さが」に委託して相談にあたり、また、無料法律相談等も行うなど、処理体制の整備を図っています。

また、社会問題となっている多重債務者問題については、庁内に「多重債務者問題連絡会」を立上げ、多重債務者の発見・掘り起こしに努めるとともに、問題解決に向けての連携を図りました。

(1) 消費者意識の啓発

消費者問題に対する認識を深め、市民自らが暮らしを見直すことを目的として、「たしかな情報・かしこい選択」をテーマに「第33回あなたと私の生活展」を市民図書館で開催し多数の参加を得ました。

また、今年度も消費生活のトラブルや食の安全・安心に関する情報を提供しました。

消費者の利益や意思を反映させるためにも、消費者自らが組織を形成し、消費者としての意識向上と知識の習得のため、消費者研修を重ね、さらに環境問題に取り組み、不用品の再利用とリサイクルの推進・マイバック持参運動・環境配慮型商品（アクリルタワシ・廃油せっけん等）の購入推進、ごみの減量化などの消費者運動を行っている伊万里市消費者グループ協議会に活動費補助金として90千円を支出しました。